

産業建設常任委員会会議録

令和3年12月14日（火）

午前10時00分～

市役所3階 議会委員会室

小美玉市議会

産業建設常任委員会

1. 開会
2. 委員長挨拶
3. 執行部挨拶
4. 議事(議案等 9 件)
 - 1) 議案第 96 号 小美玉市下水道条例の一部を改正する条例について
 - 2) 議案第 97 号 小美玉市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例について
 - 3) 議案第 98 号 小美玉市農業集落排水事業分担金に関する条例の一部を改正する条例について
 - 4) 議案第 100 号 令和 3 年度小美玉市一般会計補正予算(第 3 号)
(産業建設常任委員会所管事項)
 - 5) 議案第 102 号 令和 3 年度小美玉市農業集落排水事業特別会計補正予算(第 2 号)
 - 6) 議案第 103 号 令和 3 年度小美玉市戸別浄化槽事業特別会計補正予算(第 2 号)
 - 7) 議案第 105 号 令和 3 年度小美玉市水道事業会計補正予算(第 2 号)
 - 8) 議案第 110 号 令和 3 年度小美玉市一般会計補正予算(第 5 号)
(産業建設常任委員会所管事項)
 - 9) 陳情第 3 号 コロナ禍による米価下落の対策を求める陳情
 - 10) その他
5. 閉会

出席委員（6名）

| | | | |
|-----|--------------|-----|-------|
| 4番 | 島田清一郎君（副委員長） | 8番 | 石井旭君 |
| 13番 | 福島ヤヨヒ君 | 16番 | 田村昌男君 |
| 19番 | 荒川一秀君（委員長） | 20番 | 野村武勝君 |

欠席委員（0名）

付託案件説明のため出席した者

| | | | |
|--------|-------|--------|-------|
| 市長 | 島田穰一君 | 副市長 | 岡野英孝君 |
| 都市建設部長 | 小島謙一君 | 都市整備課長 | 藤田信一君 |
| 管理課長 | 坂本剛君 | 建設課長 | 関川克己君 |
| 基地対策課長 | 菅具隆君 | 下水道課長 | 大原光浩君 |
| 水道局長 | 田村昇一君 | 水道課長 | 真家厚君 |
| 産業経済部長 | 矢口正信君 | 農政課長 | 大山浩明君 |

議会事務局職員出席者

書記 富田 成

午前10時00分 開会

○副委員長（島田清一郎君） おはようございます。開会に先立ち、謹んで報告します。小美玉市議会 笹目 雄一 議長 は、昨日12月13日、突然、ご逝去されました。故 笹目 雄一 議長 のご冥福をお祈りするため、各位とともに黙祷をささげたいと思います。全員ご起立願います。

【一同起立】

黙祷始め。

【黙祷】

黙祷終わります。ありがとうございました。ご着席ください。ただいまより産業建設常任委員会を開会いたします。最初に委員長挨拶。荒川委員長、お願いいたします。

○委員長（荒川一秀君） 改めまして皆さんおはようございます。大変な時代になりました。笹目議長が亡くなられたということで、本当にお悔やみ申し上げます。残念であります。しかし、住民のためには、行政を止めるわけにはいきませんので執行部はもちろん議会も副議長を中心に進めていかなければならないと思っております。今日は議長から付託されました当委員会の付託案件をしっかりと審査し、住民福祉向上に努めたいと思っております。ご協力をお願い申し上げまして、挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

○副委員長（島田清一郎君） ありがとうございました。次に、執行部あいさつ。島田市長、お願いします。

○市長（島田穰一君） 改めて、おはようございます。産業建設常任委員会付託案件審査ということで朝早くからご参集いただきご苦勞様でございます。只今、委員長、副委員長からありましたように、笹目議長が昨夜、急逝されたということで、心からご冥福をお祈りするところでございます。議長は長年市政の発展の為にご支援、ご協力をいただいた訳であります。心から感謝を申し上げ、哀悼の意を申し上げます。今日の議案でございますが8件ございます。それぞれ慎重審査をいただいて、結果を出していただければ大変ありがたく、お願いするところでございます。よろしく願います。

○副委員長（島田清一郎君） ありがとうございました。それでは、議事に入ります。議事進行は、委員長のほうでよろしく願います。

○委員長（荒川一秀君） それでは、議事に入ります。まず、本日の関係資料につきましては、タブレットの、スマートディスカッション内に保存されています。スマートディスカッショ

ンをお開き願います。画面右上の更新マークを押してください。更新終了後、01市議会 04 常任委員会 03産業建設 令和3年12月14日の順にお開きください。次に、同期を利用される方は会議マークを押して、青色の参加を押してください。それでは付託案件の審査に入ります。本日の議題は、12月8日 付託された議案審査付託表、陳情文書表のとおりです。なお、当委員会の議事の進め方でございますが、まず、提出議案の説明を求め、そのあと質疑、討論、採決といたします。質疑の方法は、一問一答制とし、一人の方がすべて終了するまで質疑を続けることとします。質疑漏れ等のないようご注意願うとともに、簡潔かつ明瞭になされ、重複質疑を避けられますよう、よろしく願いいたします。執行部においても、明快な答弁をお願いいたします。即時に答弁しがたい質疑があった場合には当該質疑に対する答弁を一時保留とし、委員には次の質疑をお願いいたします。一時保留にした答弁は、執行部において整い次第、再開することにいたします。各委員におかれましては、ご協力のほど、よろしく願いいたします。なお、会議録作成の都合上、発言の際はマイクを使っていただき、質疑が終わりましたら、必ず電源をお切りいただきますようお願いいたします。なお、本日の委員会へ谷仲、植木、木村、3人の議員から傍聴の申し出があり許可しましたのでご了承願います。それでは、「議案第96号 小美玉市下水道条例の一部を改正する条例について」「議案第97号 小美玉市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例について」「議案第98号 小美玉市農業集落排水事業分担金に関する条例の一部を改正する条例について」計3件は関連がありますので一括議題といたします。執行部より説明を求めます。

- 下水道課長（大原光浩君） 議案第96号、97号及び98号につきまして一括で説明をさせていただきます。まず、議案第96号 「小美玉市下水道条例の一部を改正する条例について」でございます。提案につきましては、小美玉市下水道事業が公営企業会計に移行したことにより、内容を精査し、改めるものでございます。詳細でございますが、2枚めくって頂き小美玉市下水道条例新旧対照表をお開き願います。新旧対照表の右側が現行、左側が改正案になります。左側改正案で説明させていただきます。2項に、「前項の督促状に指定する期限は、発行の日から14日とする」を新たに加えて、2項を3項に改め、3項を4項とし、「使用料等に関して督促をした場合は、小美玉市税外諸収入の滞納金、督促手数料及び延滞金徴収条例に準じ延滞金を加算して徴収することができる」と改めるものでございます。詳細につきまして、使用料等は市税ではないため小美玉市税外諸収入の滞納金、督促手数料及び延滞金徴収条例に基づき、市税外諸収入として徴収することができるに改めるものでございます。続きまして、議案第97号になります。提案につきましては、議案第96号と同様で、

小美玉市下水道事業が公営企業会計に移行したことにより、内容を精査し、改めるものでございます。2ページめくって頂き、小美玉市公共下水道事業受益者負担に関する条例新旧対照表をお開き願います。左側改正案、2項「前項の督促状に指定する期限は、発行の日から14日とする」を新たに加え、2項を3項とし、第1項の規定により督促状を発行した場合は、1通につき100円の督促手数料を徴収するに改めるものでございます。続きまして、議案第98号になります。提案につきましては、小美玉市農業集落排水事業が公営企業会計に移行することにより、内容を精査し、改めるものでございます。なお、小美玉市農業集落排水事業が公営企業会計に移行する時期につきましては、令和6年度を予定に進めております。2ページめくって頂き、小美玉市農業集落排水事業分担金に関する条例新旧対照表でございます。左側改正案第6条「納期までに分担金を納付しない者に係る督促及び滞納処分については、小美玉市税外諸収入の滞納金、督促手数料及び延滞金徴収条例の例による」に改め、2「前項の督促状に指定する期限は、発行の日から14日とする」を加えるものでございます。農業集落排水事業分担金につきましても、市税ではないため小美玉市税外諸収入の滞納金、督促手数料及び延滞金徴収条例に基づくものに改めるものでございます。提案させていただきました、3議案いずれも同じ公営企業会計である小美玉市給水条例と内容を統一するものでございます。以上、説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（荒川一秀君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑がある方は、挙手によって許します。

○13番（福島ヤヨヒ君） おはようございます。改めて確認をいたします。これまで督促期限がはっきり明記されていなかったんですけど、今までと内容的には同じなのか、改めて期日を明記するようにしたのか、その点をお聞かせください。

○下水道課長（大原光浩君） 中身につきまして文言を変えるということで、市税条例に基づいてやっていたものを、負担金は市税ではありませんので、市税外諸収入として改めるものでございます。督促手数料も中身は変わらないんですが、文言を市税外諸収入に改めるものでございます。

○13番（福島ヤヨヒ君） 今まで明記していなかったけれども、改めてここに明記するという。今までもここに書いてある督促料とか延滞金を負担していたということで理解してよろしいでしょうか。

○下水道課長（大原光浩君） その通りでございます。

○委員長（荒川一秀君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（荒川一秀君） ないようですので、質疑を終結いたします。次に討論に入ります。討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（荒川一秀君） ないようですので、以上で討論を終結いたします。これより「議案第96号」「97号」「98号」計3件を一括採決いたします。おはかりいたします。本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（荒川一秀君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。次に、「議案第100号 令和3年度小美玉市一般会計補正予算 第3号」を議題といたします。執行部より説明を求めます。

○建設課長（関川克己君） それでは、議案第100号 小美玉市一般会計補正予算(第3号)、産業建設常任委員会所管事項についてご説明いたします。説明につきましては、着座にて失礼させていただきます。また、以降の説明につきましても、着座のまま説明することをご了承いただきますようお願いいたします。初めに、歳入についてご説明いたします。9ページをお開き願います。下段の16款 国庫支出金、2項 国庫補助金、次のページをお願いいたします。6目 土木費国庫補助金、2節 道路橋梁費補助金、社会資本整備総合交付金につきまして、歳出の補正に伴い990万円の補正増をお願いするものです。17款 県支出金、2項 県補助金、4目 農林水産業費県補助金、4節 農道・かんがい排水整備費補助金、県単土地改良事業補助金につきまして、歳出の補正に伴い112万5,000円の補正増をお願いするものです。以上、2つの内容につきましては、歳出にてご説明いたします。6目 土木費県補助金、2節 道路橋梁費補助金、合併市町村幹線道路緊急支援市町村補助金につきましては、国の補正予算により栗又四ヶ線の事業費を前倒ししたことにより合併特例債の借入額が少なくなったため、その償還額に応じて交付される 補助金について 73万7,000円の補正減をお願いするものです。以上でございます。

○農政課長（大山浩明君） 11ページをお願いいたします。22款 諸収入、4項 受託事業収入、2目 農林水産業費受託事業収入、1節 農業費受託事業収入に、農地中間管理事業業務受託収入46万4,000円の減額補正をお願いするものでございます。これは、農地中間管理事業に要する職員給与費の減額によるものでございます。続きまして、5項 雑入、5目 雑入、3節 雑入に、農業用廃プラスチック収集処理農家負担金79万6,000円、機構集積協力金返納金

8万2,000円の増額補正をお願いするものでございます。内容につきましては、歳出の中で、ご説明をさせていただきます。歳入の説明につきましては、以上でございます。

○**基地対策課長（菅具隆君）** 続いて、これよりは 歳出について説明いたします。なお、以降の説明には職員給与費等 人件費に関することを省略させていただきます。15ページ 中段をご覧ください。基地対策課所管となります。2款 総務費、1項 総務管理費、16目 基地対策費は19万8,000円の減額補正により、補正後の予算 5,690万9,000円とするものです。内訳ですが1事業 基地対策事務費、8節 旅費、普通旅費は、執行見込み額減により15万5,000円の減額といたします。次の18節 負担金補助及び交付金の負担金は、今年度分の請求なしにより全国基地協議会分担金1万7,000円の減額、防衛施設周辺整備全国協議会分担金2万6,000円の減額であります。理由としまして、コロナ禍において今年度の各協議会活動の自粛による会議・研修会等への参集が中止されたこと。併せて各自治体への分担金、いわゆる年度会費について、年度後期に入った10月に請求しないことが決定されたため、今回の補正といたしました。基地対策課の説明は、以上です。

○**下水道課長（大原光浩君）** 続きまして21ページをお開き願います。4款 衛生費、1項 保健衛生費、5目 環境衛生費、説明の欄7 戸別浄化槽事業特別会計操出金におきまして、27節 操出金200万7,000円を浄化槽修繕に伴い増額するものでございます。詳細につきましては、戸別浄化槽事業特別会計補正予算の歳出で説明させていただきます。

○**農政課長（大山浩明君）** 続きまして、農政課所管になります。22ページをお願いいたします。6款 農林水産業費、1項 農業費、2目 農業総務費に、32万7,000円を減額補正し、予算総額を1億8,161万8,000円とするものでございます。内容につきましては、3農政企画総務事務費、18節 負担金補助及び交付金11万1,000円の減額で、これは全国農業担い手サミット in 茨城が、新型コロナウイルス感染症拡大防止のためオンラインでの開催に変更となったため、市町村負担金を減額するものでございます。8農地中間管理事業、22節 償還金利子及び割引料8万2,000円の増額補正をお願いするものでございます。内容につきましては、農地中間管理事業、耕作者集積協力金において、補助金の返還が生じたため、国県補助等返納金を増額補正するものでございます。なお、歳入でご説明いたしました、機構集積協力金返納金、全額を充当するものでございます。次に、3目 農業振興費に713万7,000円を増額補正し、予算総額を4,940万3,000円とするものでございます。1農業振興事務費、18節 負担金補助及び交付金、713万7,000円の増額補正をお願いするものでございます。内容につきましては、農業用廃プラスチック排出量の増加により、園芸リサイクル負担金の

不足が見込まれるため、増額補正するものでございます。なお、歳入でご説明いたしました、農業用廃プラスチック収集処理農家負担金、全額を充当するものでございます。次に、5目畜産業費に29万円4,000円を減額補正し、予算総額を630万3,000円とするものでございます。内容につきましては、1畜産振興事務費、8節 旅費、普通旅費23万2,000円、10節 需用費 賄材料費2万円、13節 使用料及び賃借料として、自動車借上料1万8,000円、駐車場料金4,000円、18節 負担金補助及び交付金、全国ヨーグルトサミット参加負担金2万円の減額で、これは、9月に岩手県で開催予定だった第3回全国ヨーグルトサミットが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、オンラインでの開催に変更となったため、それぞれ減額するものでございます。次に6目 農地費に50万円を増額補正し、予算総額を6億7,687万4,000円とするものでございます。内容につきましては、5畑地帯総合整備事業、18節 負担金補助及び交付金50万円の増額で、畑地整備を促進するために必要な計画構想図を作成するため産地育成畑地整備促進事業負担金を増額するものでございます。

○建設課長（関川克己君） 続きまして、建設課所管についてご説明いたします。7目 農道・かんがい排水整備費におきまして300万円の補正増をお願いするものです。特定財源としまして、歳入でご説明しました 県支出金の県単土地改良事業補助金につきまして300万円の補助率37.5%分にあたる112万5,000円を増額し充当するものです。内容としまして、2 農道・排水路整備事業で実施しております部室地区の農道整備工事において、樹木の伐採・除根に要する費用や搬出先変更による残土処分費などの変更が必要となったため、14節 工事請負費300万円を増額するものです。

○管理課長（坂本剛君） 続きまして、管理課所管になります24ページ説明欄の下段をご覧ください。8款 土木費、2項 道路橋梁費、2目 道路維持費、1事業 道路橋梁維持管理費で補正前の予算額2億3,462万9,000円のところ、5,590万4,000円を増額し、2億9,053万3,000円とする補正をお願いするものでございます。内訳でございますが、10節 需用費の修繕費で890万4,000円の補正増でございます。主な内容ですが、通学路交通安全対策による路面標示、カーブミラーの修繕及び道路照明、交差点安全対策による修繕等になります。次に14節 工事請負費で4,700万の補正増でございます。主な内容ですが、地区要望に伴う側溝縁石・道路補修等の工事によるものになります。内訳でございますが、側溝・縁石等補修工事で地区要望他27件2,000万円の増額、舗装・路面補修工事で地区要望他21件2,500万円の増額。立木伐採工事で市道・通学路等の枝払いによる200万円の増額でございます。管理課所管に関する説明は以上でございます。

○建設課長（関川克己君） 続きまして、建設課所管についてご説明いたします。25ページをお願いいたします。3目 道路新設改良費におきまして総額 1,680万1,000円の補正増をお願いするものでございます。2一般市道・排水整備事業におきまして、1,800万円の増額をお願いするものです。特定財源としまして、国庫支出金 社会資本整備総合交付金につきまして、1,800万円の補助率55%分にあたる990万円を増額し充当するものです。内容としまして、用地買収を進めている市道美1-8号線において、建物の移転先が未確定のため契約時期が未定となっていた地権者から早期協力の申し出があるなど、用地交渉の進捗により、16節 公有財産購入費20万円、21節 補償、補填及び賠償金1,780万円をそれぞれ増額するものです。

○都市整備課長（藤田信一君） 続きまして、都市整備課所管となります。同じく25ページ中段をご覧ください。8款 土木費、5項 住宅費、1目 住宅管理費、説明欄2 住宅管理事務費、12節 委託料につきましては、納付書の様式変更に伴い、新たに住宅管理システム改修委託料として23万1,000円を増額補正をお願いするものです。内容でございますが、会計課でのA I - O C R導入に伴い、納付書を会計課指定の様式に変更するため、住宅管理システムの改修をするものでございます。以上で、産業建設 常任委員会所管の説明を終了いたします。

○委員長（荒川一秀君） 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑は、挙手によりこれを許します。

○13番（福島ヤヨヒ君） いくつか説明をお願いします。まず、23ページの農道・排水路整備事業で部室地区ということですが、どの辺になりますか。

○建設課長（関川克己君） 場所が分かりづらいのですが、県道上吉影岩間線を納場地区に向かいまして、十間川という川がありますけれど、そこを250メートルほど行った右側の道路になります。

○13番（福島ヤヨヒ君） ありがとうございます。続いて24ページ、これは、道路維持管理ですが、あちこち、カーブミラーや舗装工事を多く行っていただいて、子供たちの通学にも安心かなと思っております。立木伐採についても、枝払いをしていただいております。これからも予算を多く確保していただいて、まだまだ歩道等の整備が進んでいないところもありますし、いつも言っているように道路の白線が消えているところが非常に多いので、やはり白線がきれいに分かると安心して走れますし、子供たちも安心できるので、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。これは、半分感謝です。これからもよろしくお願ひいたします。

次に25ページですが、一般市道ですけれども、これも申し訳ありません。もうちょっと詳しく内容を教えていただけるとありがたいです。

○建設課長（関川克己君） 市道2-1-8号線についてですが、柴高街道の道路整備になります。

こちらは継続して事業を進めておまして、本年度は用地買収を進めております。その中で来年度の買収を考えていた方が早めに契約したいというお話をいただきましたので、補正をお願いするものでございます。建物がございまして補償費も併せて計上しております。

○13番（福島ヤヨヒ君） 少しずつ工事が進んでいく状況だと、広がったところと途端に狭くなったところとあるわけで、危険とまでは言いませんが、なるべくうまく進めていただいて、よく整備されたなと思える道路になるように、今後とも努力をお願いいたします。以上です。

○副委員長（島田清一郎君） 農業用廃プラスチックの予算なんですけれども、歳入が79万6,000円で歳出が713万7,000円ということですが、この時期にしては額が多いような気がします。何かの事件があったんでしょうか？

○農政課長（大山浩明君） 只今の質問にお答えいたします。ここ最近排出量が増えておりました、原因としては今まで民間事業者で無償で引き取っていたところがあったと聞いておりました、そこが引き取りを中止してしまったというお話を聞いております。その関係で、今まで、そこに排出していた方が、こちらの市の事業に回ってきて増えているのかなという風に考えております。以上でございます。

○委員長（荒川一秀君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

ないようですので、以上で質疑を終結いたします。次に討論に入ります。討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

ないようですので、以上で討論を終結いたします。これより「議案第100号」を採決いたします。おはかりいたします。本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、「議案第102号 令和3年度小美玉市農業集落排水事業特別会計補正予算」を議題いたします。執行部より説明を求めます。

○下水道課長（大原光浩君） 議案第102号 令和3年度小美玉市農業集落排水事業特別会計補正予算につきまして、ご説明いたします。1ページをお開き頂き、第1表歳入歳出予算補正をご覧ください。歳入歳出予算を、それぞれ183万5,000円増額し、総額を3億3,577万2,000円とするものでございます。3ページをお開き願います。歳入の内訳でございますが、1款 分担金及び負担金、1項 分担金、1目 農業集落排水事業費分担金におきまして、現年分の受益者分担金納入により183万5,000円の増額とするものでございます。4ページをお開き願います。歳出の内訳でございますが、1款 農業集落排水事業費、1項 農業集落排水管理費、1目 農業集落排水総務費におきまして、説明の覧2、一般管理費、積立金県補助金実績による積立額変更のため、農業集落排水事業債減債基金積立金135万円の増額、同じく2目 農業集落排水維持費、説明の覧1、施設維持管理費48万5,000円を増額するものでございます。内容につきましては、汚水処理施設技術点検委託料225万2,000円の減額、これは委託契約金額確定による減額、工事請負費273万7,000円の増額、これは公共柵設置工事として5基の公共柵設置と、施設修繕工事として堅倉南部地区農業集落排水施設内の放流ポンプ交換、巴南部地区農業集落排水施設内の制御盤タイマー交換等を行うものでございます。説明につきましては以上でございます。ご審議の程よろしく願いいたします。

○委員長（荒川一秀君） 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑は、挙手によりこれを許します。質疑はございませんか。

○13番（福島ヤヨヒ君） 一つだけ分らないので教えてください。3ページのところで歳入のところに受益者負担金というのがありますけれど、受益者は何名くらいになるのでしょうか。

○下水道課長（大原光浩君） 件数は手持ちに資料が無いので後ほどお知らせするような形でよろしいでしょうか。

○13番（福島ヤヨヒ君） はい。

○委員長（荒川一秀君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

ないようですので、以上で質疑を終結いたします。次に討論に入ります。討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

ないようですので、以上で討論を終結いたします。これより「議案第102号」を採決いたします。おはかりいたします。本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ござい

ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。次に、「議案第103号、小美玉市戸別浄化槽事業特別会計補正予算」を議題といたします。執行部より説明を求めます。

○下水道課長（大原光浩君） 議案第103号 小美玉市戸別浄化槽事業特別会計補正予算につきまして、ご説明いたします。1ページをお開き頂き、第1表歳入歳出予算補正をご覧ください。歳入歳出予算を、それぞれ200万7,000円増額し、総額を3,853万9,000円とするものでございます。3ページをお開き願います。歳入の内訳でございます。3款 繰入金、1項 一般会計繰入金、1目一般会計繰入金におきまして、一般会計繰入金、200万7,000円の増額、これは浄化槽修繕料の増額によるものでございます。次に歳出の内訳でございます。1款 戸別浄化槽事業費、1項 浄化槽管理費、2目浄化槽維持管理費におきまして、浄化槽維持管理費200万7,000円の増額、これは浄化槽修繕として、浄化槽のセルケーブル23基、制御ボックス交換5基、ブロワー4基の修繕工事を行うものです。説明につきましては以上でございます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

○委員長（荒川一秀君） 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑は、挙手によりこれを許します。質疑はございませんか。

○13番（福島ヤヨヒ君） 度々すみません。最後のところですが、そもそも戸別浄化槽はいずれ個人の管理下になると認識していましたが、どこまで市が修繕しながらやっていくのか、そこら辺の今後の方針をお聞かせください。

○下水道課長（大原光浩君） ご質問にお答えいたします。市設置型の戸別浄化槽を個人に譲渡するという事で、前回の常任委員会の方で説明させていただきました。内容につきましては219基を後々、個人の方に譲渡するという事で令和5年度から譲渡を予定しております。そのため、令和5年度までは市の浄化槽でございますので、市の方で修繕という形で壊れている所、不備なところを直している状況でございます。その一部としてこのような修繕費がかかっているということで、補正の計上をさせていただいております。以上でございます。

○13番（福島ヤヨヒ君） はい。分かりました。

○委員長（荒川一秀君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

ないようですので、以上で質疑を終結いたします。次に討論に入ります。討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

ないようですので、以上で討論を終結いたします。これより「議案第103号」を採決いたします。おはかりいたします。本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。次に、「議案第105号 令和3年度小美玉市水道事業会計補正予算」を議題といたします。執行部より説明を求めます。

○水道課長（真家厚君） それでは、水道局より「議案第105号 令和3年度小美玉市水道事業会計補正予算」の説明をさせていただきます。1ページをお開きください。今回の補正につきましては、第2条 収益的収入及び支出のうち、支出について、第1款 水道事業費用 第1項 営業費用、既決予定額7億1,718万6,000円に105万9,000円の減額補正し、支出の総額を7億1,612万7,000円にするものでございます。続きまして、3ページをお開きください。1 収益的収入及び支出、支出の表をご覧ください。補正の内容でございますが、1款 水道事業費用、1項 営業費用、1目 浄水及び配水費 につきまして、155万9,000円の減額補正をお願いするものでございます。内訳でございますが、節の委託料、量水器交換業務委託料の業務委託完了に伴い、不用額の発生により185万9,000円を減額し、減額した財源から次の節の受水費、県中央広域水道受水料金へ30万円を増額補正し財源に充てるものでございます。増額補正の受水費30万円の理由でございますが、小川浄水場系の取水井戸ポンプの故障により、10月2日から10月20日までの期間に臨時的に受水量を増やしたことによる不足額分を増額補正するものでございます。次に、3目 総係費につきまして、50万円の増額補正をお願いするものでございます。理由でございますが、時間外勤務手当につきまして、当初予算計上で3名分を計上しておりましたが、支給対象となる職員が現在、1名増の4名により、予算が不足する見込みがあるため、増額補正をお願いするものでございます。説明以上です。よろしくお願いたします。

○委員長（荒川一秀君） 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑は、挙手によりこれを許します。

○13番（福島ヤヨヒ君） せっかくですので、質疑をさせていただきます。量水器交換委託

料の差額が185万9,000円ですけれど、これくらいの差額は通常でしょうか、それとも、いつもより多いのかそこら辺をお聞かせください。

○水道課長（真家厚君） 量水器につきましては毎年更新しております、このくらいの委託金になっております。

○13番（福島ヤヨヒ君） 毎年このくらいの予算を立てていて、これくらいの差額は普通だと理解してよろしいでしょうか。

○水道課長（真家厚君） その通りでございます。

○委員長（荒川一秀君） 私の方からいいですか。度量衡の関係で、あれは何年とか決まっているの、量水器の耐用年数とか。

○水道課長（真家厚君） 計量法によりまして8年となっております。

○副委員長（島田清一郎君） 県の中央水道からの受水なんですけれど、これは無尽蔵と言ったらおかしいんですけれど、市のポンプが壊れた時など、量は関係なく県から供給を受けられるのでしょうか。

○水道課長（真家厚君） 県の企業局の茨城県中央水道事務所に今回は申請をしまして、1日小川浄水場で100トン、美野里浄水場で100トン供給しています。

○副委員長（島田清一郎君） 緊急事態が起きたときに、もらうことは可能なのでしょうか。

○水道課長（真家厚君） 最大で1浄水場で1日300トンもらえることになっております。

○委員長（荒川一秀君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

ないようですので、以上で質疑を終結いたします。次に討論に入ります。討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

ないようですので、以上で討論を終結いたします。これより「議案第105号」を採決いたします。おはかりいたします。本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。ここで11時5分まで休憩といたします。

午前10時55分 休憩

午前11時 5分 再会

○委員長（荒川一秀君） 休憩前に続き会議を開きます。ここで、先ほどの質疑の回答ということで、大原課長から申し出がありましたので、発言を許可します。

○下水道課長（大原光浩君） 先ほど福島議員から議案第102号令和3年度小美玉市農業集落排水事業特別会計補正予算の歳入の中で現年分の受益者分担金183万5,000円の増額を計上させていただきましたが、この納入件数は6件でございます。以上でございます。

○委員長（荒川一秀君） それでは、「議案第110号 令和3年度 小美玉市一般会計補正予算」を議題といたします。執行部より説明を求めます。

○農政課長（大山浩明君） それでは、議案第110号 令和3年度 小美玉市一般会計補正予算、産業建設常任委員会所管事項についてご説明いたします。失礼をしまして、着座にての説明とさせていただきます。4ページをお願いいたします。歳出についてご説明させていただきます。6款 農林水産業費、1項 農業費、4目 経営所得安定対策費に、159万4,000円を増額補正し、予算総額を6,715万7,000円とするものでございます。内容につきましては、1 経営所得安定対策事業、18節 負担金補助及び交付金159万4,000円の増額で、水田活用事業補助金を増額するものでございます。水田活用事業補助金は、主食用米から作付け転換した面積に応じて補助する需給調整推進型補助金で、今年度におきましては、コロナ禍の中で、外食需要が激減したことから、主食用米の在庫が増加し、米の価格下落が予想されたため、全国的に過去最大規模の主食用米からの作付け転換が進んだところです。小美玉市におきましても、昨年度と比較して、主食用米の作付が78ha減少し、飼料用米などに作付け転換が進んだことにより、不足が生じたため増額補正をお願いするものでございます。以上で、議案第110号 令和3年度 小美玉市一般会計補正予算、産業建設常任委員会所管事項についての説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

○委員長（荒川一秀君） 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑は、挙手によりこれを許します。質疑はございませんか。

○13番（福島ヤヨヒ君） ひつお聞きします、この事業を活用した件数は何件になりますか。

○農政課長（大山浩明君） 対象者は547名でございます。

○委員長（荒川一秀君） ちょっと私の方からですが、当初予算からのもあると思うけれど、振り込みはいつになるの。

○農政課長（大山浩明君） 只今の質問にお答えいたします。議決をいただきまして予算が確

定しましたら、手続きを済ませまして、年内の12月23日を交付予定日としております。

○委員長（荒川一秀君） ありがとうございます。皆さん待っていますから、よろしくお願いいたします。他にございますか。

○16番（田村昌男君） ちょっと聞きたいんだけど、昔、陸田が流行ったんだけど、その陸田を今も水田として扱ってるの。

○農政課長（大山浩明君） 水田の調査を実施しておりまして、毎年1度耕作者から水田事業継続計画を提出いただいております。提出いただいた方にはこの補助金が該当するというところで進めております。

○16番（田村昌男君） でも、実際はハウス建てたりして、ニラとか野菜物を栽培してるんだよね。合併前の小川町のころにも言ったんですけど、野菜を作って、減反の費用をもらってたんだよね。だから、農地になって野菜作ってたから、水田と見なすのはおかしいと思うんだよね。その辺は検討する必要があると思うんですけど。旧美野里は無いと思うけど、旧小川には結構あったんだよ。その辺も少し検討しないと大変だと思うんですよ。

○農政課長（大山浩明君） 主食用米からの転換を進めている中で補助をしている事業でございますが、今、お話がありましたように野菜などの転換をした場合にも、この補助が出ているわけでございます。ただし、畑地化ということで畑にした場合には何年かすると、この補助金は打ち切りになりますので、それは台帳の中で整理しているところでございます。

○委員長（荒川一秀君） 現地調査はしてんでしょうよ。

○農政課長（大山浩明君） 毎年1度、現地調査をしております。

○委員長（荒川一秀君） せっきくの交付金ですので、公平に使えるようにしてください。他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

ないようですので、以上で質疑を終結いたします。次に討論に入ります。討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

ないようですので、以上で討論を終結いたします。これより「議案第110号」を採決いたします。おはかりいたします。本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。次に「陳情第3号

コロナ禍による米価下落の対策を求める陳情」について議題といたします。この陳情の内容は、陳情書に記載の陳情趣旨、陳情事項について、衆・参議長、内閣総理大臣ほか関係大臣へ意見書の提出を求めるものです。委員の皆様から陳情についてご意見を頂きたいと思えます。自由討議といたしますので、挙手によりこれを許します。

○13番（福島ヤヨヒ君） 現在の米価は去年と比べてどれくらいになっているか、その辺をお聞かせいただけたらありがたいと思えます。

○委員長（荒川一秀君） 今年は安いんだよね。私の情報では9,700円。1俵60キロ。去年は12,000円くらい。だいたいそのくらいだと思います。大きな差は無いと思えます。

○13番（福島ヤヨヒ君） ところが、消費者が買うとなると、そんなには下がってないんですよ。スーパーとか見るとそれほどは下がってないので、消費者は分からないと思うんですよ。生産者が困っているということをやね。そうすると、先ほどのような補助制度があるとしても、農家さんは大変だと思うんですよ。ですから、私たち小美玉市がどうのではなく、「国の施策としてやってほしい」という陳情ですので、何とか採択したいなというのが私の気持ちで、農家さんなども先ほどのように転作とかやってた人はいいんですけど、ずっと続けてる小さな農家さんは、本当に大変だなと思っております。以前にもこのような陳情が出て採択したと思えます。私の考えはこんなもんです。皆さんのご意見もお聞かせいただければ有り難いです。

○委員長（荒川一秀君） 他にございますか。

○16番（田村昌男君） スーパーが高いと言っただけ、政府の買上米で売ってるからしょうがないんですよ。どうしても政府米を買ってるから高いんですよ。それと、これはメーカーからの話なんだけど、政府の古米を食糧難の国に一杯売り出して、運賃だけでも持ってもらったほうがいい。保存しておく倉庫料だけで大変なんですよ。その辺を、市町村の村長とか町長とか市長が国に陳情してやんなきゃだめだよ。食えない人がたくさん居るんだから。それで農家から米を高く買う。倉庫に保存する費用が大変なんだから。年間何百億と払ってんでしょよ。国が。あれは国民の税金だから。3年前の古い備蓄米もあるわけだから。備蓄米の倉庫料払って、政府は「米つくんじゃねえ」、「減反しろ、補助金出すから」と逆なことばかりやってる。その辺も良く検討してください。

○委員長（荒川一秀君） 他にございますか。

○副委員長（島田清一郎君） 陳情書の一番下に陳情事項というのがありますよね。今、田村委員さんが言ったことが、あって、「政府が買い上げた米を、コロナ禍などによる生活困難

者の食糧支援に活用すること」この解釈でよろしいと思うんですね。私の考えとしては採択が生産者にとって良いのではないかと思います。

○委員長（荒川一秀君） 私も8反部くら耕作してありますが、できるだけ政府で高く買っていたきたいと思ってます。他にございますか。だいたい意見がまとまりましたので、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

ないようですので討論を終結いたします。これより採決に入ります。陳情第3号について採決いたします。おはかりいたします。本案は原案を採択すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

ご異議なしと認め、本案は採択すべきものと決しました。以上で本委員会に付託されました案件の審査につきましては、全部終了いたしました。次にその他に入ります。先日の新聞でもありましたが、私が議員になったところからの懸案事項です。6号バイパスについてであります。ようやく小美玉道という名前までついて、兆しが見えてまいりました。これについて、都市整備課から報告事項がある旨の申し出がありましたので、発言を許します。

○都市整備課長（藤田信一君） その他につきまして、都市建設部より案件がございますので、ご報告させていただきます。お手元の資料の確認をお願いします。12月7日に、国土交通省の主催により、常陸河川国道事務所において第2回 国道6号 小美玉道路検討会が開催されました。この検討会には、小美玉市も委員として参加しております。会議の内容として、資料にある新聞記事のとおり、新しい国道6号のルート案が示されました。その他にも、事業に関するコミュニケーション活動の進捗状況や、今後の計画検討の進め方についての議論があり、示されたルート案や道路の構造案についての説明がありました。この中でもルート帯の2案については、市民の皆様が特に関心を寄せる事項でございますので、検討会に出席した私から、この場の委員の皆様へ報告し、説明申し上げる次第でございます。それでは、発表のあったルート帯の2案について、概要の資料に基づきご説明いたします。案①は現道拡幅案で、国道6号を4車線に拡幅する案になります。案②は、バイパス案で、盛土・切土による立体構造となり、現在の国道6号とは別線のバイパスを整備する案になります。これらのルート案やそれぞれの評価指標等について、インターネットによるアンケートの実施や、今後開催されるワークショップやオープンハウスを通じて、地域の皆様の意見調査を実施していくこととなっております。事業の詳細につきましては、1月中旬ごろに国土交通省が発

行する「ニューズレター」で市民に周知させていただきますが、「ニューズレター」では、この半年間でのコミュニケーション活動を通じて寄せられた、地域の皆様の様々なご意見なども併せてお知らせする予定となっております。国土交通省では各ルート案や構造案などに対しての意見を求めるため、引き続き、WEBアンケートやオープンハウス、ワークショップの開催により、コミュニケーション活動を通じて地域のニーズを把握したいとのことです。発行される「ニューズレター」につきましては、1月の区長便により、市民への回覧を予定しております。その他にも各総合支所窓口や市役所窓口での配布等を予定しますので、委員の皆様におかれましても、是非、注目していただければと思います。以上、都市建設部都市整備課からの報告となります。

- 委員長（荒川一秀君） 報告が終わりました。ご質問、ご意見等がありましたら挙手によりこれを許します。だいぶ前進したのかなと思います。こういう風になってきてありがたいなと、これから、どんどん住民の方の意見を聞きながら利便性のいい道路作っていただければと思います。よろしくをお願いします。他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

ないようですので、都市整備課よりの報告を終わります。次に、みなさんから、その他の件で何かあればお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

なければ私の方から、道路照明の関係で、現在、水銀灯は無いんです。品物も薄い。無いんですね。例えばケヤキ通りとかは水銀灯ですが、老朽化してきているわけだよね。でも、あれと同じものは無いんだよね。総合的に検討しなきゃなんない。別に商売してるわけではないけど、情報提供ね。そういう時期に来てるのでよろしくお願いします。

- 13番（福島ヤヨヒ君） その他でいいですか。メロンロードのところに信号が付くということで、市長さんにお伺いしましたけれど、いつ頃つくのでしょうか、まだ、工事が始まった雰囲気もないので、いつごろつくのかなと市民の皆さんも心配してるので、少し事故は減ってきた気がしますけれど、お願いします。張星のところと、江戸と、北浦団地のところ3カ所つく予定だと伺ったんですけど、いつ頃になるのか。

- 建設課長（関川克己君） この3カ所については茨城県警で事業を進めておりまして、年度内の予定で事業を進めているということでございます。

- 委員長（荒川一秀君） 私も、あそこのラーメン屋さんのところで毎朝、子供の立哨やってるんですよ。早めをお願いしたいと思います。出来たらやめようかな。寒くて。

- 16番（田村昌男君） 建設部長がいるから、ちょっとお伺いしたいんですけど、3月の定例会で私が一般質問で梶無川、その他の排水路の整備をやってくれと言ったんですが、未だに梶無川はやっていない。何年経ったらやるんですか。
- 都市建設部長（小島謙一君） 梶無川については一定の流量を確保する為に草刈りを実施しております。その他の改修については周辺の流量ですとか、排水状況を見ながら考えていきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。
- 16番（田村昌男君） 2年もたってるのに排水量出てないなんておかしいでしょうよ。正直に3月に言えばよかったんですよ。すぐやります。いまだにやらない。市民をごまかすことは言わない方がいいよ。市民から税金もらってあなたたちは給料もらってるんだから。
- 委員長（荒川一秀君） それでは他に無いようですので、これにて議事を終了といたしまして、副委員長と交代いたします。
- 副委員長（島田清一郎君） 以上で産業建設常任委員会を閉会します。ご苦労さまでした。

午後11時35分 閉会